



佐久市特定事業主行動計画“ガンバレ 子育て応援プラン” presents  
～結婚・出産・育児等に関わる情報パンフレット～





## 1 はじめに

佐久市特定事業主行動計画“ガンバレ子育て応援プラン”の策定にあたり、結婚・出産・育児等に関する情報をよりわかりやすく職員の皆さまにお知らせし、活用していただくために、この情報パンフレットを作成しました。

内容は、市福利厚生や共済組合、互助会制度の中で、結婚・出産・育児・介護等の際に使える休暇や手当などをまとめてあります。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点からも、子育ての有無にかかわらず、すべての職員が仕事と生活のバランスのとれた働き方をすることが大切です。

そのためにも、ぜひ、効果的に情報パンフレットを活用し、仕事や生活に役立てていただきたいと思います。

## 2 ご使用にあたっての注意

このパンフレットは、各制度の概要を載せてありますが、なかには、一定の条件があるものや改正等が行われる場合もあります。改正等が行われた場合には修正を行い、庁内LANにて更新していきます。利用される際には、詳細についてご確認ください。

また、手続きはほとんどが本人申請（及び申し出）によるものです。

手当等には、請求期限があるものもありますので、早めに申請してください。

## 3 各種様式について

各制度の届出様式は、庁内LANの「共有書庫」⇒「様式集」⇒「結婚・出産・育児等に関わる様式」のフォルダに入っていますので、必要に合わせて印刷するか、総務課へお越しください。

〔問い合わせ先〕 届出様式が休暇台帳・人事のもの  
届出様式が共済のもの  
届出様式が互助会のもの  
浅間総合病院に勤務する職員  
パンフレットに関することや育児等の相談

人事係（内線424・425・435）  
人事係 共済組合担当（内線435）  
人事係 互助会担当（内線435）  
浅間総合病院 総務課 総務係（内線2424・2425）  
人事係 保健師（内線425）



\* 結婚したら…

種類	摘要	日数・金額等	届出様式	備考
履歴事項の変更	氏名・住所・本籍・親族状況等が変わった時		人事①	
氏名・住所等変更申告書	氏名・住所・振込先が変わった時		共済①	
特別休暇（有給）	結婚休暇	7日以内	休暇台帳	連続して7日以内（年次休暇と合わせて7日を超える時は、人事②「休暇願」で届出）
結婚祝金	互助会からの結婚祝い金	20,000円 (再婚の場合、10,000円)	互助会	退職後3ヵ月以内に結婚した時も該当する

※旧姓使用を希望する職員は、総務課人事係に届出をすることで規程の範囲内で旧姓を使用することができます。

\* 妊娠したら…

種類	摘要	日数・金額等	届出様式	備考
特別休暇（有給）	妊産婦健診を受ける時	母子保健法に規定する回数 及び医師等に指示された回数	休暇台帳	妊娠23週まで：4週に1回 妊娠24週～35週：2週に1回 妊娠36週以降：1週に1回
	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる時	1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間		電車等の通勤ラッシュを避けるための休暇
	妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合において、適宜休憩し、又は補食する時	その都度必要と認める時間		つわり（妊娠悪阻）がひどい時の休暇
	産前産後休暇	産前8週(出産日を含む)・産後8週	人事②	多胎の場合、産前は14週
	育児参加休暇（配偶者の産前産後）	産前8週・産後8週の期間中5日以内	休暇台帳 休暇等計画表	配偶者の産前産後の期間に、父親になる職員が、その子又は小学校就学前の子を養育するための休暇（多胎の場合、産前は14週）
共済掛金免除	産前産後休業中の共済掛金免除	産休開始月から終了日翌日の前月までの期間	共済② 変更は③	この場合の産休期間は、産前6週(出産日を含む)・産後8週
宿日直業務免除	本庁の宿日直業務、支所の日直業務の免除	子の出生より1年間	宿日直免除申請書	免除申請書の提出後より免除対象となる
駐車場の変更 (本庁舎勤務の場合)	妊娠中の職員が本庁舎に出勤する時	必要と認める場合に産休前までの期間	本庁舎敷地内駐車許可申請書	本庁舎敷地内への駐車を許可するもの申請書を管財係へ提出

**\* 出産のとき**

種類	摘要	日数・金額等	届出様式	備考
特別休暇(有給)	出産支援休暇（配偶者が出産する時）	2日以内	休暇台帳 休暇等計画表	出産時の入退院に付き添う時の休暇
出産費	共済組合の短期給付事業 （組合員が出産した時）	420,000円 （産科医療補償制度対象分娩の場合）	なし	※児の人数に応じて支給される （例えば、双児は×2） ※妊娠4ヵ月（85日）以上の流産、死産 の場合も支給される
		404,000円 （産科医療補償制度対象分娩外の場合）		
家族出産費	共済組合の短期給付事業 （被扶養者が出産した時）	420,000円 （産科医療補償制度対象分娩の場合）	なし	共済組合と医療機関との直接支払制度に より、差額を組合員に支給
		404,000円 （産科医療補償制度対象分娩外の場合）		
出生祝金 （出生見舞金）	互助会からの出生祝い金 （妊娠4ヵ月以上で流産・死産した時の 見舞金）	10,000円 （第3子以降50,000円： 出生見舞金は除く）	互助会	1年以上会員であった者が退職後6ヵ月以内 に子の出生があった時も該当する （請求期間は事由発生日から2年間）



※出産費等、退職した後でも、一定の条件に該当のときは給付となるものもあります。

※休暇等計画表：「子どもの出生時における休暇等計画表」は、父親になる職員が、育児参加のために出産支援休暇等を取得する際に、所属長に提出するものです。



\* 子どもが生まれたら…



種類	摘要	日数・金額等	届出様式	備考
特別休暇（有給）	満1歳に満たない子を育児する時（育児時間休暇）	1日2回で必要と認める時間	休暇台帳	
育児休業	満3歳に満たない子を育児する時（保育所に入所した時は対象外） 配偶者の就業の有無、育児休業の取得の有無にかかわらず取得できる。 （夫婦で同時取得も可能）	母親は産後休暇明けから、父親は子の誕生日から、3歳の誕生日の前日まで	人事③ a又はb	育児休業中は、無給。共済組合の育児休業手当金を受給できる。 （1歳の誕生日の前日まで）
部分休業	小学校就学前の子を養育するために必要な職員（父親である職員も含む）	30分単位で1日2時間以内		部分休業取得時間は、無給。
育児休業手当金	共済組合の短期給付事業（育児休業中）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業180日まで 標準報酬月額×1/22×67/100×日数</li> <li>・育児休業181日以降 標準報酬月額×1/22×50/100×日数</li> </ul>	共済④	※給付上限額あり ※子が1歳になるまでの期間支給されるが、一定の条件に該当した場合は、2歳まで支給期間が延長される
共済掛金免除	育児休業中の共済組合掛金免除	育児休業の開始月から終了日翌日の前月までの期間	共済⑤ 変更は⑥	
履歴事項の変更	親族状況の変更（扶養する時は扶養認定も申告）		人事①	扶養親族認定申告書は、人事④
児童手当	中学校修了前の児童を養育している職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳～3歳未満（一律）15,000円</li> <li>・3歳～小学校卒業まで （第1子・第2子） 10,000円 （第3子以降） 15,000円</li> <li>・中学生（一律） 10,000円</li> </ul>		
特別休暇（有給）	小学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護のため勤務できない時（看護休暇）	小学校就学前の子が1人であれば年5日以内、2人以上であれば年10日以内	休暇台帳	※健診や予防接種も可
子育て休暇 （さんご15日休暇）	満1歳に満たない子を養育する職員	子が1歳に達する日までの期間に、特別休暇（出産支援休暇・育児参加休暇）と年次有給休暇を合わせて15日以内 回数は必要回数（1回につき、なるべく3日以上連続した期間）	休暇台帳	<p>&lt;取得例&gt;                      ※育児参加休暇を5日、出産支援休暇を2日取得した場合、子育て休暇として8日年次有給休暇の利用が可能。                      ※育児参加休暇も出産支援休暇も取得せず、取得時期を過ぎた場合：1歳に達する日までに15日以内の年次有給休暇の利用が可能。</p>



種類	摘要	日数・金額等	届出様式	備考
早出遅出勤務	小学校就学前の子を養育するために必要な職員	始業及び終業時刻を特定の時刻にすることができる (勤務時間の割り振りによる勤務)	必要になった時は、人事係まで。	※6カ月以内の期間に限る ※小学校に就学している子ども、児童館等への送り迎えのための早出遅出勤務ができる
深夜勤務の制限	小学校就学前の子を養育するために必要な職員	午後10時から翌午前5時までの勤務を制限することができる		※6カ月以内の期間に限る ※配偶者が子を養育できない場合に限る
時間外勤務の制限	小学校就学前の子を養育するために必要な職員(父親である職員も含む)	時間外勤務を24時間/月(150時間/年)以内に制限することができる		1年又は1年未満の月単位での期間に限る
	満3歳に満たない子を養育するために必要な職員	災害等の臨時の場合を除き、時間外勤務を免除することができる		
育児のための短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員	勤務のパターン ①月～金に1日3時間55分勤務 (週19時間35分勤務) ②月～金に1日4時間55分勤務 (週24時間35分勤務) ③月～金のうち3日間勤務 (週23時間15分勤務) ④月～金のうちの2日間かつ1日間3時間55分勤務 (週19時間25分勤務) ⑤4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、勤務時間は①～④のいずれか ⑥4週間を超えない期間につき1週間あたり1日以上割合の日を週休日とし勤務時間は①～④のいずれか	必要になった時は、人事係まで。	<取得例> ①と②のパターンにつき、参考に取得例をあげます。 ①のパターン ・8時30分～13時25分勤務 ・14時20分～17時15分勤務 ・10時～14時55分勤務 など ②のパターン ・8時30分～14時25分勤務 ・13時20分～17時15分勤務 ・10時～15時55分勤務 など

**\*その他**

種別	摘要	日数・金額等	届出様式	備考
療養休暇	負傷または疾病	1時間単位 90日以内	休暇台帳	連続して8日以上の際は、医師の診断書を添付して「休暇願」で届出
	生理休暇	その都度必要と認める期間		
療養見舞金	互助会からの見舞金 (療養休暇を取得した場合)	8日以上30日未満 3,000円 30日以上90日未満 5,000円 90日以上 10,000円	互助会	請求期間は事由発生日から2年間 
入学祝金	互助会からの祝い金 (小学校に入学した時)	10,000円		
卒業祝金	互助会からの祝い金 (中学校を卒業した時)	10,000円		
介護休暇	要介護状態の対象家族を介護する必要がある職員	1日又は1時間単位で通算して6ヵ月以内の期間内で必要と認められる期間 要介護状態にある対象家族1人につき、要介護状態ごとに3回まで	必要になった時は、人事係まで。	<p>※要介護状態： 負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態。</p> <p>※対象家族： 配偶者、父母及び子、 配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫</p> <p>※介護休暇：無給。 共済組合の介護休業手当金を受給できる。 (介護休業の開始日から起算して3月を超えない期間) 介護時間：無給 短期介護休暇：有給</p>
介護時間		30分単位で連続して3年以内の期間内で1日2時間以内 要介護状態にある対象家族1人につき、1つの継続する要介護状態ごと		
短期介護休暇 (特別休暇)		対象家族が1人であれば年5日以内、 2人以上であれば年10日以内		